

自動車運転代行業の業務

1 自動車運転代行業の欠格要件

自動車運転代行業を営もうとする者は、法に定める欠格要件に該当しないことについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならないとされており、欠格要件のうち、

・ 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者については、当該事項に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載した医師の診断書を提出することが規定されています。

※ 法人の場合は、その法人の役員全員について必要となります。

2 自動車運転代行業の業務とは

(1) 「自動車運転代行業」

他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であって、次のいずれにも該当するものとされています。

- ・ 主として、酔客に代わって自動車を運転する役務を提供するもの。
- ・ 酔客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるもの。
- ・ 常態として、当該自動車に当該営業の用に供する自動車（随伴用自動車）が随伴するもの。

(2) 自動車運転代行業者の遵守事項

法により、自動車運転代行業者の遵守事項として以下のことが規定されています。

- 料金表を定め掲示すること。
- 定められた基準以上の損害賠償措置を講じること。
- 約款を定め掲示すること。
- 法で定める従事制限に該当するものを業務に従事させないこと。
- 利用者にあらかじめ役務提供の条件について説明すること。
- 代行運転自動車（客車）及び随伴用自動車に定められた表示をすること。
- 従業員に対し、当該業務を適正に実施させるための指導を行うこと。

など

(3) その他

上記(2)の遵守事項のほか、法等で定められた事項を記載した帳簿を備え付けることが義務付けられています。

※ 「法」＝自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

問合せ先

愛媛県警察本部交通部交通企画課安全係
連絡先：089-934-0110（内線5043）